四半期報告書

(第17期第3四半期)

自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日

株式会社オプト

東京都千代田区神田錦町三丁目26番地

目_____次

			頁
表	紙		1
第一	部	企業情報	2
第	1	企業の概況	2
		1 主要な経営指標等の推移	2
		2 事業の内容	3
		3 関係会社の状況	3
		4 従業員の状況	4
第	2	事業の状況	5
		1 生産、受注及び販売の状況	5
		2 事業等のリスク	5
		3 経営上の重要な契約等	5
		4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	6
第	3	設備の状況	9
第	4	提出会社の状況	10
		1 株式等の状況	10
		(1) 株式の総数等	10
		(2)新株予約権等の状況	11
		(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	26
		(4) ライツプランの内容	27
		(5)発行済株式総数、資本金等の推移	27
		(6) 大株主の状況	27
		(7)議決権の状況	27
		2 株価の推移	28
		3 役員の状況	28
第	5	経理の状況	29
		1 四半期連結財務諸表	30
		(1) 四半期連結貸借対照表	30
		(2)四半期連結損益計算書	32
		(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	36
		2 その他	45
笋一	立[7	担中今社の保証を社会の標記	16

[四半期レビュー報告書]

[確認書]

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出日】 平成22年11月11日

【四半期会計期間】 第17期第3四半期(自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)

 【会社名】
 株式会社オプト

 【英訳名】
 OPT, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 鉢嶺 登

【本店の所在の場所】 東京都千代田区神田錦町三丁目26番地

【電話番号】 03 - 3219 - 7654

【事務連絡者氏名】 取締役 石橋 宜忠

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区神田錦町三丁目26番地

【電話番号】 03 - 3219 - 7654

【事務連絡者氏名】 取締役 石橋 宜忠 【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所

(大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

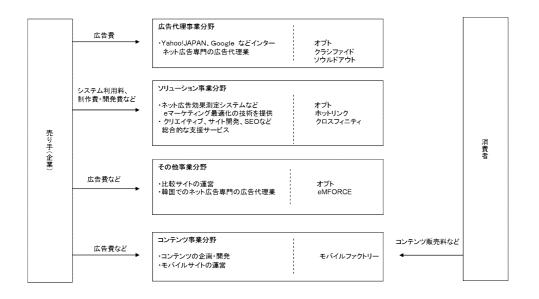
連結経営指標等

在"加"在日1日1875						
回次		第16期 第 3 四半期 連結累計期間	第17期 第3四半期 連結累計期間	第16期 第3四半期 連結会計期間	第17期 第 3 四半期 連結会計期間	第16期
会計期間		自 平成21年 1月1日 至 平成21年 9月30日	自 平成22年 1月1日 至 平成22年 9月30日	自 平成21年 7月1日 至 平成21年 9月30日	自 平成22年 7月1日 至 平成22年 9月30日	自 平成21年 1月1日 至 平成21年 12月31日
売上高	(千円)	41,052,562	41,965,503	14,241,974	13,822,023	54,412,287
経常利益	(千円)	778,610	1,072,262	340,526	379,629	1,080,000
四半期 (当期) 純利益	(千円)	417,023	446,523	116,084	194,173	507,105
純資産額	(千円)			16,880,048	17,951,881	17,376,619
総資産額	(千円)			25,909,135	27,238,241	26,513,181
1株当たり純資産額	(円)			111,444.64	115,184.40	112,121.99
1株当たり四半期(当 期)純利益金額	(円)	2,815.68	3,014.69	783.75	1,310.95	3,423.86
潜在株式調整後1株当た リ四半期(当期)純利益 金額	(円)	2,815.18	3,014.46	783.45	1,310.86	3,423.47
自己資本比率	(%)			63.7	62.6	62.6
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	887,519	1,624,126			280,499
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	2,833,136	730,467			2,522,364
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	2,865	178,183			51,530
現金及び現金同等物の四 半期末(期末)残高	(千円)			10,324,973	12,544,656	11,854,140
従業員数	(名)			747	810	798

- (注) 1.売上高には、消費税等は含まれておりません。
 - 2. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、 重要な変更はありません。



3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年9月30日現在

従業員数(名)	810

- (注)1 従業員数は就業人員であります。
 - 2 臨時雇用者数は、当第3四半期連結会計期間の平均人員が従業員数の10%に満たないため記載を省略しております。
 - (2)提出会社の状況

平成22年9月30日現在

従業員数(名)	537

- (注)1 従業員数は就業人員であります。
 - 2 臨時雇用者数は、当第3四半期会計期間の平均人員が従業員数の10%に満たないため記載を省略しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 仕入実績

当第3四半期連結会計期間における仕入実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメント	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)	前年同四半期比(%)
B 2 B事業(千円)	11,782,064	94.0
B 2 C事業(千円)	84,620	-
合計 (千円)	11,866,684	94.7

- (注) 1.上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 - 2. 前連結会計年度までB2C事業内にありました出版事業は事業譲渡を行っております。 なお、当連結会計年度のB2C事業は、前連結会計年度末に連結子会社となりました株式会社モバイルファクトリーが手がけるサービスであります。

(2) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメント	当第 3 四半期連結会計期間 (自 平成22年 7 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	前年同四半期比(%)
B 2 B事業(千円)	13,607,776	95.5
B 2 C事業(千円)	214,247	-
合計 (千円)	13,822,023	97.1

- (注) 1.上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 - 2. 前連結会計年度までB2C事業内にありました出版事業は事業譲渡を行っております。 なお、当連結会計年度のB2C事業は、前連結会計年度末に連結子会社となりました株式会社モバイル ファクトリーが手がけるサービスであります。
 - 3 . 主な販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	(自 平成21	連結会計期間 年 7 月 1 日 年 9 月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
株式会社電通	6,407,853	45.0	5,291,429	38.3

4. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当社グループの主要事業領域であるインターネット広告は、景気低迷による企業の広告宣伝費抑制の影響を受けたものの、平成21年には7,069億円となり、広告媒体としてはTVに次ぐ規模となりました(電通発表)。今年に入り、景気が回復基調にあること、スマートフォンやソーシャルメディアの普及が一層進んでいることなどから、さらなる市場の成長が期待されます。

こうした状況下、当社グループは成長キーワードとして 「専門力」のさらなる強化 「データカ」を更なる強みに 「成長分野」への積極投資を掲げ、eマーケティングサービスのさらなる向上および収益の拡大を図ってまいりました。

この結果、当社グループの当第3四半期連結会計期間における売上高は、単体の広告代理事業の売上が減少したことから13,822百万円(前年同期間比2.9%減)となりました。営業利益につきましては、各連結子会社の収益貢献などにより373百万円(前年同期間比19.4%増)、経常利益379百万円(前年同期間比11.5%増)となりました。当期四半期純利益につきましては194百万円(前年同期間比67.3%増)となりました。

事業分野ごとの活動状況は以下のとおりであります。

< B 2 B 事業 >

広告代理事業分野

当事業分野においては、単体のインターネット広告の取り扱いのほか、連結子会社の株式会社クラシファイドが Yahoo!不動産新築物件情報などのクラシファイド広告の取り扱い、ソウルドアウト株式会社が中堅・ベンチャー企業 向けにインターネット広告の取り扱いを行っております。当第3四半期連結会計期間においては、単体の売上は順調 に推移した一方で、前年第4四半期より株式会社電通との協業においてモバイル広告の取り扱いが無くなった影響を 受け、当事業分野の売上高は12,506百万円(前年同期間比5.4%減)となりました。

ソリューション事業分野

当事業分野においては、インターネット広告の効果測定システムやサイト内解析システムなどのラインナップを備える「ADPLAN(アドプラン)」シリーズの開発販売、広告制作(クリエイティブ)、ウェブサイト開発、SEOサービス、eマーケティングを支援する各種ソリューションの提供を行っております。当第3四半期連結会計期間においては、クロスフィニティ株式会社のSEOサービスが拡大したこと、株式会社ホットリンクのtwitter分析レポート事業などの売上が増加したことから、当事業分野の売上高は904百万円(前年同期間比6.6%増)となりました。

その他事業分野

当事業分野においては、単体によるローン情報などの比較サイト運営、韓国のeMFORCEInc. (エムフォース)によるインターネット広告の取り扱い(広告代理)を行っております。当第3四半期連結会計期間においては、韓国でのeMFORCEInc.のSEMや純広告の売上が拡大したことから、当事業分野の売上高は196百万円(前年同期間比11.9%増)となりました。

なお、当第3四半期連結会計期間において、株式会社TradeSafeの第三者割当増資を実施、当社持株比率が46.2%から24.1%に下がりました。これにより株式会社TradeSafeは、連結子会社から持分法適用関連会社となりました。

< B 2 C 事業 >

コンテンツ事業分野

当事業分野においては、株式会社モバイルファクトリーが着メロ、占い、ゲームなどのモバイルコンテンツや、ソーシャルアプリの企画開発・販売をしております。当第3四半期連結会計期間においては、株式会社モバイルファクトリーのアプリやコンテンツ販売が拡大し、当事業分野の売上高は214百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当第3四半期連結会計期間末における資産の合計は、前連結会計年度に比べて725百万円増加し、27,238百万円となりました。

これは主に「有価証券」が1,500百万円減少したものの「現金及び預金」が2,213百万円増加したこと等による ものであります。

(負債)

当第3四半期連結会計期間末における負債の合計は、前連結会計年度末に比べて149百万円増加し、9,286百万円となりました。

これは主に「未払法人税等」が115百万円、「賞与引当金」が34百万円増加したこと等によるものであります。

(純資産)

当第3四半期連結会計期間末における純資産の合計は、前連結会計年度末に比べて575百万円増加し、17,951百万円となりました。

これは主に「利益剰余金」が298百万円、「その他有価証券評価差額金」が161百万円増加したこと等によるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、営業活動によるキャッシュ・フローがプラスになったものの、投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローがマイナスになったことにより、前四半期連結会計期間末(12,649百万円)に比べ105百万円減少し、当第3四半期連結会計期間末は、12,544百万円となりました。

当第3四半期連結会計期間末における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間において営業活動の結果増加した資金は、230百万円(前年同四半期連結会計期間は91百万円の増加)となりました。これは、主に税金等調整前当期純利益418百万円、投資有価証券売却益60百万円、法人税等の支払額125百万円等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間において投資活動の結果減少した資金は、248百万円(前年同四半期連結会計期間は777百万円の減少)となりました。これは、主に無形固定資産取得による支出103百万円、投資有価証券取得による支出167百万円等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間において財務活動の結果減少した資金は、67百万円(前年同四半期連結会計期間は 109百万円の増加)となりました。これは、主に短期借入金の増減99百万円等によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社は、平成18年11月16日の取締役会決議により、大規模買付行為(特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注)の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買取行為。いずれについても、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。)に対する方針及び買収防衛策(以下「本施策」といいます。)として、いわゆる「事前警告型防衛策」を導入し、平成21年3月30日の第15回定時株主総会にて、平成22年3月31日を有効期限とした継続及び内容の一部変更を決議しております。

当社は株式を公開している、いわゆる上場企業である以上、当社株式の自由な売買がなされることは至極当然であるとの認識のもと、もし当社株式に対して、大規模買付行為を行う特定株主グループが出現したとしても、その大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えております。

しかしながら、株主の皆様が当社株式の売却を行うか否かを判断するにあたっては、十分な情報が株主の皆様に 提供されることが極めて重要であり、もし十分な情報提供がなされない場合には、株主の皆様の利益を大きく毀損 する恐れがあると考えております。

従いまして、当社といたしましては、株主の皆様の適切な判断に資するため、大規模買付行為に関する情報が大規模買付者から提供された後、これを評価・検討し、また、経営評価委員会への諮問を行い、勧告を受けて取締役会としての意見を形成したのちにそれらを開示し、さらに、必要に応じて株主意志を確認の上、大規模買付者と交渉したり、株主の皆様へ代替案を提示することが、当社として当然の責務であると考えております。

また、当社は顧客のインターネット上でのマーケティング活動を支援する事業(広告代理事業分野、ソリューション事業分野、その他事業分野、コンテンツ事業分野)を展開しております。

当社の経営はこの各事業特性を前提とした経営のノウハウ、並びにインターネットやマーケティングに関する知識・経験を有する従業員、取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等が重要であり、これらへの理解が当社の企業価値の維持・向上には不可欠であると考えております。

このような当社の事業に対する理解なくして当社の企業価値の把握は困難であり、株主の皆様が大規模買付者による大規模買付行為を評価・検討するに際しては、大規模買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営について株主の皆様から委任を受けており、当社の事業特性を充分理解している当社取締役会の評価・意見等も含めた十分な情報が提供されることが必要不可欠と考えております。

以上の考え方に基づき、当社としては、大規模買付行為における一定のルールを策定いたしました。かかるルールに則り、当社取締役会は、株主の皆様が大規模買付行為に対する判断を行うために必要かつ十分な情報を収集・提供し、また、適宜、経営評価委員会の勧告とあわせて、これを評価・検討して取締役会としての意見をまとめて公表することとし、さらに、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求め、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、又は、大規模買付ルールに則っていたとしても、大規模買付行為が株主の皆様の共同の利益を著しく損なう場合等には、必要に応じて株主意思を確認の上、当社取締役会がその時点で適切と考える一定の措置を講じることができるものといたします。

一般に、大規模買付行為に対する当社の対応によっては、本施策のような施策が現経営陣の保身に利用され、また、不当に株主の株式売却に対する自由を妨害することにつながるという弊害も指摘されているところでありますが、本施策は、あくまで株主の皆様が自由な意思決定を行うための前提として必要な情報・機会を確保することを目的として、それに必要かつ相当なルールを設定するものであり、かかる弊害は生じないものと考えております。

なお、平成22年4月1日以降の本施策につきましては、平成22年3月30日開催の第16回定時株主総会での承認により、継続が決定しております。

(注):「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間における研究開発費は、3,045千円であります。なお、当第3四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、重要な設備の新設及び除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	433,152
計	433,152

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成22年11月11日)	上場金融商品取引所名又 は登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	149,316	149,316	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株制度は採用しておりません。
計	149,316	149,316		

⁽注) 提出日現在の発行数には、平成22年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により 発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況の内容は次のとおりであります。

(平成15年8月18日発行 第1回新株予約権)

	第 3 四半期会計期間末現在 (平成22年 9 月30日)
新株予約権の数(個)	1
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	12
新株予約権の行使時の払込金額(円)	13,542
新株予約権の行使期間	平成15年 8 月18日から 平成25年 8 月17日まで
新株予約権の行使により株式を発行す る場合の株式の発行価格及び資本組入 額(円)	発行価格 13,542 資本組入額 6,771
新株予約権の行使の条件	(1) 行使条件 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める消却事由が発生していないことを条件とし、消却事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。また、行使の結果発行される株式数は整数でなければならず、1株未満の端数の部分について株式は割り当てられないものとする。 (2) 相続 権利者が死亡した場合には、権利者の相続人は未行使の本新株予約権を相続するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は取締役会の承認を必要とする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交 付に関する事項	-

(注) 1 新株予約権発行日後において、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、払込金額を次の算式により調整 するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

この場合、新株予約権の目的となる株式の数を次の算式により調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 x 分割・併合の比率

また、新株予約権発行日後において、払込金額を下回る価額で新株発行又は自己株式の処分(新株予約権等の行使による場合を除く)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。その他、新株予約権等(その権利行使により発行される株式の発行価額が、払込金額を下回る場合に限る。)を発行する場合についても、これに準じて払込金額は調整されるものとする。

調整後払込金額 = | 既発行株式数 × 調整前払込金額 + 新発行株式数 × 1株当たり発行価額 | 既発行株式数 + 新発行株式数 |

この場合、新株予約権の目的となる株式の数を次の算式により調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 調整前払込金額 調整後払込金額

上記の他、新株予約権発行日後において、当社が他社と合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、会社は取締役会の決議をもって適当と認める新株予約権の目的 たる株式数及び払込金額の調整を行う。

- 2 平成16年3月10日開催の取締役会決議により、平成16年5月20日付で1株を3株に分割いたしました。これにより、新株予約権の権利行使により発行する株式の発行価額は162,500円から54,167円に、資本組入額は81,250円から27,083円にそれぞれ調整されております。
- 3 平成17年5月20日開催の取締役会決議により、平成17年8月19日付で1株を4株に分割いたしました。これにより、新株予約権の権利行使により発行する株式の発行価額は54,167円から13,542円に、資本組入額は27,083円から6,771円にそれぞれ調整されております。

(平成16年9月22日発行 第2回-1新株予約権)

(平成16年9月22日発行 第2回	
	第 3 四半期会計期間末現在 (平成22年 9 月30日)
新株予約権の数(個)	86
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	344
新株予約権の行使時の払込金額(円)	130,801
新株予約権の行使期間	平成18年 9 月23日から 平成26年 9 月22日まで
新株予約権の行使により株式を発行す る場合の株式の発行価格及び資本組入 額(円)	発行価格 130,801 資本組入額 65,400
新株予約権の行使の条件	(1) 行使条件 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める消却事由が発生していないことを条件とし、消却事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。また、行使の結果発行される株式数は整数でなければならず、1株未満の端数の部分について株式は割り当てられないものとする。 (2) 相続 権利者が死亡した場合には、権利者の相続人は未行使の本新株予約権を相続するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は取締役会の承認を必要とする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1 新株予約権発行日後において、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、払込金額(以下、「行使価額」 という。)を次の算式により調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

この場合、新株予約権の目的となる株式の数を次の算式により調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 x 分割・併合の比率

また、新株予約権発行日後において、時価を下回る価額で新株発行又は自己株式の処分(新株予約権等の行使による場合を除く)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。その他、新株予約権等(その権利行使により発行される株式の発行価額が、時価を下回る場合に限る。)を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されるものとする。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×既発行株式数 + 新発行株式数 × 1株当たり発行価額 新株式発行前の時価1新株式発行前の時価555565757585859697979710711712713714715715716717717718719710</t

この場合、新株予約権の目的となる株式の数を次の算式により調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 調整前行使価額 調整後行使価額

上記の他、新株予約権発行日後において、当社が他社と合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、会社は取締役会の決議をもって適当と認める新株予約権の目的 たる株式数及び行使価額の調整を行う。

2 平成17年5月20日開催の取締役会決議により、平成17年8月19日付で1株を4株に分割いたしました。これにより、新株予約権の権利行使により発行する株式の発行価額は523,201円から130,801円に、資本組入額は261,600円から65,400円にそれぞれ調整されております。

(平成17年4月27日発行 第3回-1新株予約権)

(平成17年4月27日発行 第3四	- 1 利休 7条9惟 /
	第 3 四半期会計期間末現在 (平成22年 9 月30日)
新株予約権の数(個)	114
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	456
新株予約権の行使時の払込金額(円)	607,813
新株予約権の行使期間	平成19年 3 月31日から 平成27年 3 月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行す る場合の株式の発行価格及び資本組入 額(円)	発行価格 607,813 資本組入額 303,906
新株予約権の行使の条件	(1) 行使条件 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める消却事由が発生していないことを条件とし、消却事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。また、行使の結果発行される株式数は整数でなければならず、1株未満の端数の部分について株式は割り当てられないものとする。 (2) 相続 権利者が死亡した場合には、権利者の相続人は未行使の本新株予約権を相続するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は取締役会の承認を必要とする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交 付に関する事項	-

(注) 1 新株予約権発行日後において、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、払込金額(以下、「行使価額」 という。)を次の算式により調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 1 分割・併合の比率

この場合、新株予約権の目的となる株式の数を次の算式により調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 x 分割・併合の比率

また、新株予約権発行日後において、時価を下回る価額で新株発行又は自己株式の処分(新株予約権等の行使による場合を除く)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。その他、新株予約権等(その権利行使により発行される株式の発行価額が、時価を下回る場合に限る。)を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されるものとする。

この場合、新株予約権の目的となる株式の数を次の算式により調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 調整前行使価額 調整後行使価額

上記の他、新株予約権発行日後において、当社が他社と合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、会社は取締役会の決議をもって適当と認める新株予約権の目的 たる株式数及び行使価額の調整を行う。

2 平成17年5月20日開催の取締役会決議により、平成17年8月19日付で1株を4株に分割いたしました。これにより、新株予約権の権利行使により発行する株式の発行価額は2,431,252円から607,813円に、資本組入額は1,215,626円から303,906円にそれぞれ調整されております。

(平成17年10月28日発行 第3回-2新株予約権)

(平成1/年10月28日発行 第3回	- Z 初14本 17 元37年 7
	第 3 四半期会計期間末現在 (平成22年 9 月30日)
新株予約権の数(個)	1
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	462,735
新株予約権の行使期間	平成19年 3 月31日から 平成27年 3 月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 462,735 資本組入額 231,367
新株予約権の行使の条件	(1) 行使条件 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める消却事由が発生していないことを条件とし、消却事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。また、行使の結果発行される株式数は整数でなければならず、1株未満の端数の部分について株式は割り当てられないものとする。 (2) 相続 権利者が死亡した場合には、権利者の相続人は未行使の本新株予約権を相続するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は取締役会の承認を必要とする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交 付に関する事項	-

(注) 1 新株予約権発行日後において、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、払込金額(以下、「行使価額」 という。)を次の算式により調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 1 分割・併合の比率

この場合、新株予約権の目的となる株式の数を次の算式により調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 x 分割・併合の比率

また、新株予約権発行日後において、時価を下回る価額で新株発行又は自己株式の処分(新株予約権等の行使による場合を除く)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。その他、新株予約権等(その権利行使により発行される株式の発行価額が、時価を下回る場合に限る。)を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されるものとする。

この場合、新株予約権の目的となる株式の数を次の算式により調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 調整前行使価額 調整後行使価額

上記の他、新株予約権発行日後において、当社が他社と合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、会社は取締役会の決議をもって適当と認める新株予約権の目的 たる株式数及び行使価額の調整を行う。

(平成18年4月12日発行 第5回-1新株予約権)

(平成18年4月12日発行 第5回	
	第 3 四半期会計期間末現在 (平成22年 9 月30日)
新株予約権の数(個)	348
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	348
新株予約権の行使時の払込金額(円)	713,000
新株予約権の行使期間	平成20年 3 月31日から 平成28年 3 月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行す る場合の株式の発行価格及び資本組入 額(円)	発行価格 713,000 資本組入額 356,500
新株予約権の行使の条件	(1) 行使条件 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める消却事由が発生していないことを条件とし、消却事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。また、行使の結果発行される株式数は整数でなければならず、1株未満の端数の部分について株式は割り当てられないものとする。 (2) 相続 権利者が死亡した場合には、権利者の相続人は未行使の本新株予約権を相続するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は取締役会の承認を必要とする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1 新株予約権発行日後において、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、払込金額(以下、「行使価額」 という。)を次の算式により調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 1 分割・併合の比率

この場合、新株予約権の目的となる株式の数を次の算式により調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 x 分割・併合の比率

また、新株予約権発行日後において、時価を下回る価額で新株発行又は自己株式の処分(新株予約権等の行使による場合を除く)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。その他、新株予約権等(その権利行使により発行される株式の発行価額が、時価を下回る場合に限る。)を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されるものとする。

この場合、新株予約権の目的となる株式の数を次の算式により調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 調整前行使価額 調整後行使価額

上記の他、新株予約権発行日後において、当社が他社と合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、会社は取締役会の決議をもって適当と認める新株予約権の目的 たる株式数及び行使価額の調整を行う。 会社法第236条、第238条、第239条及び第240条の規定に基づく新株予約権の状況の内容は次のとおりであります。

(平成20年4月23日発行 第6回-1新株予約権)

- 1 WITH 1 WITE)
第 3 四半期会計期間末現在 (平成22年 9 月30日)
131
-
普通株式
131
350,000
平成22年4月1日から 平成25年3月31日まで
発行価格 350,000 資本組入額 175,000
(1) 行使条件 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。なお、上記但書にかかわらず、会社は取締役会の決議によって取得事由の生じた本新株予約権の行使を認めることがない旨確定することが出来るものとし、かかる決議がなされた場合は、いかなる場合でも当該新株予約権の行使は出来なくなるものとする。本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して発行される株式数は整数(会社が単元株制度を導入した場合は一単元の株式数)未満の部分についてはが単元株制度を導入した場合は一単元の株式数)未満の部分については
これを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数等の 切り捨てについて金銭による調整は行わない。 (2)相続 権利者が死亡した場合には、権利者の相続人は末行使の本新株予約権を相 続するものとする。
切り捨てについて金銭による調整は行わない。 (2) 相続 権利者が死亡した場合には、権利者の相続人は未行使の本新株予約権を相

	第 3 四半期会計期間末現在 (平成22年 9 月30日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	会社が組織再編行為を行う場合は、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社(いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を、下記の方針に従って権利者に交付することができる。 (1)交付する再編対象会社の新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。 (2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類再編対象会社の普通株式とする。 (3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の要項の定めに準じて決定する。 (4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の要項に定める行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。 (5)新株予約権を行使することができる期間本新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の要項に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。 (6)権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約書又は計画において定めるものとする。 (7)取締役会による譲渡承認について新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(注) 1 (1) 普通株式について、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、行使価額を次の算式により調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 1 分割・併合の比率

この場合、新株予約権の目的となる株式の数を次の算式により調整するものとし、調整により生じる 1 株の100分の 1 未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 x 分割・併合の比率

(2)()時価を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分(株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換及び会社分割に伴うものを除く)、又は()時価を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。)の発行を行うとき(無償割当てによる場合を含む。)は、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは会社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額として会社が決定する金額を意味する。

上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行の効力発生日(会社法第209条第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日)の翌日以降に適用されるものとする。

既発行株式数 +新発行株式数 +1 株当たり払込金額時価

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × -

既発行株式数 + 新発行株式数

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、会社の発行済普通株式 総数及び発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数を合計した数(但し当該調整事由によって新た に発行された普通株式数又は潜在株式等の目的たる普通株式数は含まない。)から、同日における 会社の保有する自己株式(普通株式のみ)の数を控除した数を意味するものとする。

「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(このうち、終値(気配表示を含む。)のない日を除く。)の株式会社大阪証券取引所(但し、会社の普通株式にかかる株券が他の金融商品取引所に上場された場合には、上場されている金融商品取引所のうち、当該期間における会社の株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と取締役会が判断する主たる金融商品取引所)における会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。平均値の計算は、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

会社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。

会社が潜在株式等を発行することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式1株あたりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。

(平成21年5月29日発行 第7回-1新株予約権)

	第 3 四半期会計期間末現在 (平成22年 9 月30日)
	(平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	1,035
新株予約権のうち自己新株予約権の数	_
(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	1,035
(株)	.,,
新株予約権の行使時の払込金額(円)	135,000
 新株予約権の行使期間	平成23年 5 月30日から
	平成26年 5 月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行す	発行価格 135,000
る場合の株式の発行価格及び資本組入 額(円)	資本組入額 67,500
新株予約権の行使の条件	(1) 行使条件 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。なお、上記但書にかかわらず、会社は取締役会の決議によって取得事由の生じた本新株予約権の行使を認めることがない旨確定することが出来るものとし、かかる決議がなされた場合は、いかなる場合でも当該新株予約権の行使は出来なくなるものとする。本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して発行される株式数は整数(会社が単元株制度を導入した場合は一単元の株式数の整数倍)でなければならず、1株(会社が単元株制度を導入した場合は一単元の株式数の整数分未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数等の切り捨てについて金銭による調整は行わない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は取締役会の承認を必要とする。
代用払込みに関する事項	-

	第 3 四半期会計期間末現在 (平成22年 9 月30日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	会社が組織再編行為を行う場合は、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社(いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を、下記の方針に従って権利者に交付することができる。 (1)交付する再編対象会社の新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。 (2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類再編対象会社の普通株式とする。 (3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の要項の定めに準じて決定する。 (4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の要項に定める行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。 (5)新株予約権を行使することができる期間本新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の要項に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。 (6)権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約書又は計画において定めるものとする。 (7)取締役会による譲渡承認について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(注) 1 (1) 普通株式について、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、行使価額を次の算式により調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

この場合、新株予約権の目的となる株式の数を次の算式により調整するものとし、調整により生じる 1 株の100分の 1 未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 x 分割・併合の比率

(2)()時価を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分(株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換及び会社分割に伴うものを除く)、又は()時価を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。)の発行を行うとき(無償割当てによる場合を含む。)は、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは会社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額として会社が決定する金額を意味する。

上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行の効力発生日(会社法第209条第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日)の翌日以降に適用されるものとする。

既発行株式数 +新発行株式数 +1 株当たり払込金額時価

調整後行使価額 = 調整前行使価額 x -

既発行株式数 + 新発行株式数

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、会社の発行済普通株式 総数及び発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数を合計した数(但し当該調整事由によって新た に発行された普通株式数又は潜在株式等の目的たる普通株式数は含まない。)から、同日における 会社の保有する自己株式(普通株式のみ)の数を控除した数を意味するものとする。

「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(このうち、終値(気配表示を含む。)のない日を除く。)の株式会社大阪証券取引所(但し、会社の普通株式が他の金融商品取引所に上場された場合には、上場されている金融商品取引所のうち、当該期間における会社の株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と取締役会が判断する主たる金融商品取引所)における会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。平均値の計算は、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

会社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。

会社が潜在株式等を発行することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式1株あたりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成22年7月1日~		140 216		7 505 422		6 906 022
平成22年9月30日		149,316		7,595,432		6,806,932

(6)【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7)【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年6月30日)に基づく株主名簿による記載としております。

【発行済株式】

(平成22年6月30日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,200		権利内容に何ら限定のない当社 における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 148,116	148,116	同上
単元未満株式			
発行済株式総数	149,316		
総株主の議決権		148,116	

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1株含まれております。 また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数1個が含まれております。

【自己株式等】

(平成22年6月30日現在)

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社 オプト	東京都千代田区神田錦町三丁目26番地	1,200		1,200	0.8
計		1,200		1,200	0.8

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	125,000	135,900	144,000	156,600	151,500	154,000	132,900	125,000	114,000
最低(円)	116,000	115,400	114,800	124,000	116,100	121,000	115,000	112,900	104,300

(注) 最高・最低株価は、平成22年4月1日より大阪証券取引所(JASDAQ市場)におけるものであり、 それ以前はジャスダック証券取引所におけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間(平成21年7月1日から平成21年9月30日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成21年1月1日から平成21年9月30日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間(平成22年7月1日から平成22年9月30日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成22年1月1日から平成22年9月30日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間(平成21年7月1日から平成21年9月30日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成21年1月1日から平成21年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表については、あずさ監査法人による四半期レビューを受け、また、当第3四半期連結会計期間(平成22年7月1日から平成22年9月30日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成22年1月1日から平成22年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表については、有限責任あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任あずさ監査法人となっております。

(単位:千円)

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日) 11,097,746	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年12月31日)
	8,884,281
7,819,073	7,895,840
1,500,000	3,000,000
53	157
715,091	824,285
258,358	279,749
20,873,605	20,324,815
1 343,929	1 346,234
105,221	160,066
740,675	691,737
845,896	851,804
4,638,098	4,166,979
626,548	910,553
90,967	93,794
5,173,679	4,983,738
6,363,505	6,181,776
1,131	6,589
27,238,241	26,513,181
	7,819,073 1,500,000 53 715,091 258,358 20,873,605 1 343,929 105,221 740,675 845,896 4,638,098 626,548 90,967 5,173,679 6,363,505 1,131

		(十四・113)
	当第 3 四半期連結会計期間末 (平成22年 9 月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年12月31日)
 負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	7,600,426	7,741,693
短期借入金	40,000	155,408
未払法人税等	188,325	73,223
製品保証引当金	1,637	1,076
賞与引当金	119,415	84,992
その他	1,254,765	1,008,821
流動負債合計	9,204,570	9,065,215
固定負債		
長期借入金	39,600	43,344
退職給付引当金	34,158	28,002
その他	8,030	-
固定負債合計	81,789	71,346
負債合計	9,286,360	9,136,562
純資産の部		
株主資本		
資本金	7,595,432	7,595,432
資本剰余金	7,806,932	7,806,932
利益剰余金	1,768,022	1,469,615
自己株式	240,197	240,197
株主資本合計	16,930,191	16,631,783
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	173,676	12,177
為替換算調整勘定	43,214	36,900
評価・換算差額等合計	130,461	24,723
新株予約権	72,013	43,105
少数株主持分	819,214	726,453
純資産合計	17,951,881	17,376,619
負債純資産合計	27,238,241	26,513,181

(2)【四半期連結損益計算書】 【第3四半期連結累計期間】

株式交付費償却

営業外費用合計

その他

経常利益

(単位:千円) 前第3四半期連結累計期間 当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年9月30日) (自 平成22年1月1日 至 平成22年9月30日) 売上高 41,052,562 41,965,503 売上原価 36,103,109 36,191,428 売上総利益 4,949,452 5,774,075 販売費及び一般管理費 給料及び手当 2,237,425 2,430,647 賞与引当金繰入額 53,477 99,048 貸倒引当金繰入額 11,544 31,292 製品保証引当金繰入額 5,137 561 1,928,663 2,225,256 販売費及び一般管理費合計 4,255,995 4,767,058 営業利益 693,457 1,007,016 営業外収益 受取利息 80,363 80,336 受取配当金 3,668 3,518 その他 14,526 20,936 営業外収益合計 104,941 98,408 営業外費用 支払利息 880 2,276 投資事業組合運用損 4,233 24,379

5,199

2,940

13,254

778,610

5,321

7,718

39,695

1,072,262

		(単位:十円 <u>)</u>
	前第 3 四半期連結累計期間 (自 平成21年 1 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年9月30日)
特別利益		
投資有価証券売却益	61,148	61,370
持分变動利益	-	14,919
その他	12,046	7,090
特別利益合計	73,194	83,380
特別損失		
減損損失	-	43,808
投資有価証券評価損	162,856	23,202
持分变動損失	-	14,934
本社移転関連費用	231,340	-
賞与引当金繰入額	-	64,985
その他	58,868	13,979
特別損失合計	453,065	160,911
税金等調整前四半期純利益	398,739	994,731
法人税、住民税及び事業税	73,768	224,335
法人税等調整額	60,298	231,517
法人税等合計	13,470	455,852
少数株主利益又は少数株主損失()	31,753	92,355
四半期純利益	417,023	446,523

(単位:千円)

		(千四・11]
	前第 3 四半期連結会計期間 (自 平成21年 7 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)
売上高	14,241,974	13,822,023
売上原価	12,536,844	11,866,684
売上総利益	1,705,130	1,955,339
販売費及び一般管理費		
給料及び手当	752,044	808,985
賞与引当金繰入額	12,300	28,620
貸倒引当金繰入額	4,925	549
製品保証引当金繰入額	1,709	266
その他	645,796	743,195
販売費及び一般管理費合計	1,392,176	1,581,616
営業利益	312,954	373,722
営業外収益		
受取利息	28,468	27,317
その他	4,626	1,537
営業外収益合計	33,095	28,855
営業外費用		
支払利息	490	673
投資事業組合運用損	1,312	18,423
株式交付費償却	1,733	1,778
その他	1,986	2,072
営業外費用合計	5,523	22,947
経常利益	340,526	379,629

		(干瓜・川リ/
	前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)
特別利益		
投資有価証券売却益	-	60,754
その他	2,391	3,477
特別利益合計	2,391	64,231
特別損失		
減損損失	-	1,657
投資有価証券評価損	59,845	-
持分変動損失	-	14,934
本社移転関連費用	2,175	-
その他	27,769	9,075
特別損失合計	89,789	25,667
税金等調整前四半期純利益	248,345	418,193
法人税、住民税及び事業税	33,308	72,845
法人税等調整額	101,634	115,093
法人税等合計	134,943	187,938
少数株主利益又は少数株主損失()	2,683	36,081
四半期純利益	116,084	194,173

<u>(単位:千円)</u>

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年9月30日)
税金等調整前四半期純利益	398,739	994,731
減価償却費	232,708	302,302
株式交付費償却	5,199	5,321
投資事業組合運用損益(は益)	4,233	24,379
本社移転関連費用	231,340	-
投資有価証券評価損益(は益)	162,856	23,202
投資有価証券売却損益(は益)	61,148	61,370
減損損失	-	43,808
持分変動利益()	-	14,919
持分変動損失	-	14,934
のれん償却額	7,097	25,743
貸倒引当金の増減額(は減少)	124,694	23,901
賞与引当金の増減額(は減少)	63,408	34,422
製品保証引当金の増減額(は減少)	318	561
退職給付引当金の増減額(は減少)	4,408	8,306
受取利息及び受取配当金	83,882	84,005
支払利息	880	2,276
固定資産除却損	40,532	11,626
売上債権の増減額(は増加)	364,169	54,968
たな卸資産の増減額(は増加)	1,434	104
仕入債務の増減額(は減少)	535,617	123,822
その他	547,890	264,447
小計	161,227	1,503,120
利息及び配当金の受取額	67,349	85,239
利息の支払額	880	2,406
法人税等の支払額	1,115,216	193,837
法人税等の還付額	-	232,009
営業活動によるキャッシュ・フロー	887,519	1,624,126

		(単位:十円 <u>)</u>
	前第 3 四半期連結累計期間 (自 平成21年 1 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年9月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	228,698	140,065
無形固定資産の取得による支出	235,949	300,412
投資有価証券の取得による支出	2,945,835	364,410
投資有価証券の売却による収入	140,137	86,527
投資有価証券の払戻による収入	4,426	5,112
関係会社の整理による収入	-	7,032
関係会社の有償減資による収入	-	33,294
短期貸付けによる支出	20,000	-
短期貸付金の回収による収入	12,469	-
長期貸付けによる支出	1,599	30,769
長期貸付金の回収による収入	1,563	3,015
その他	440,351	29,792
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,833,136	730,467
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (は減少)	100,000	110,000
少数株主からの払込みによる収入	-	83,580
長期借入れによる収入	50,000	-
長期借入金の返済による支出	416	4,160
配当金の支払額	146,718	147,603
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,865	178,183
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,265	3,351
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	3,716,524	712,124
現金及び現金同等物の期首残高	14,021,798	11,854,140
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減 額(は減少)	19,699	21,608
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 10,324,973	1 12,544,656

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期連結累計期間

(自 平成22年1月1日 至 平成22年9月30日)

1.連結の範囲に関する事項の変更

(1)連結の範囲の変更

当第3四半期連結会計期間末より、株式会社TradeSafeは、持分比率の低下により連結子会社から持分法適用関連会社へ変更しております。

(2)変更後の連結子会社の数

6 社

- 2. 持分法の適用に関する事項の変更
 - (1)持分法適用関連会社の変更

当第3四半期連結会計期間末より、株式会社TradeSafeは、持分比率の低下により連結子会社から持分法適用関連会社へ変更しております。

(2)変更後の持分法適用関連会社

1 社

3 . 会計処理の原則及び手続の変更 該当事項はありません。

【簡便な会計処理】

当第3四半期連結累計期間

(自 平成22年1月1日 至 平成22年9月30日)

1.一般債権の貸倒見積高の算定方法

当第3四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。

2. 固定資産の減価償却費の算定方法

定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

3 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法

繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度末において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間

(自 平成22年1月1日 至 平成22年9月30日)

(賞与対象期間の変更)

当社は、新人事制度の導入に伴う給与規程の改定により、賞与の支給対象期間を従来の1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までから、1月1日から12月31日までに変更しております。

これにより、税引前当四半期純利益は64,985千円減少しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末	前連結会計年度末		
(平成22年9月30日)	(平成21年12月31日)		
1 有形固定資産の減価償却累計額 489,775千円	1 有形固定資産の減価償却累計額 374,089千円		

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年9月30日)		当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年9月30日)		
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係		1	現金及び現金同等物の四半期末列 借対照表に掲記されている科目の	D金額との関係
現金及び預金 	7,854,434千円		現金及び預金	11,097,746千円
有価証券勘定に含まれる譲渡 性預金	2,500,000千円		有価証券勘定に含まれる譲渡 性預金	1,500,000千円
預入期間が3ヵ月を超える定 期預金 8,620千円			預入期間が3ヵ月を超える定 期預金	30,400千円
預入期間が 3 ヵ月を超える定 期積金	20,841千円		預入期間が3ヵ月を超える定 期積金	22,690千円
- 現金及び現金同等物	10,324,973千円		現金及び現金同等物	12,544,656千円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年9月30日)及び当第3四半期連結累計期間(自 平成22年1月1日 至 平成22年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式 (株)	149,316

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	1,200

3 新株予約権等に関する事項

会社名	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)	当第3四半期連結会計期間 末残高(千円)
提出会社			72,013
合計			72,013

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年3月30日 定時株主総会	普通株式	148,116	1,000	平成21年12月31日	平成22年3月31日	利益剰余金

- (2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの該当事項はありません。
- 5 株主資本の著しい変動に関する事項 該当事項はありません。

(リース取引関係)

所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、当四半期連結会計期間末におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

(有価証券関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年9月30日現在)

満期保有目的の債券で時価のあるもの及びその他有価証券で時価のあるものが、事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べ著しい変動が認められます。

1.満期保有目的の債券で時価のあるもの

	四半期連結貸借対照表計上 額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
社	2,000,000	2,043,440	43,440
合 計	2,000,000	2,043,440	43,440

2. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価(千円)	四半期連結貸借対照表計上 額(千円)	差額(千円)
(1)株 式	532,082	872,414	340,332
(2)その他	472,953	380,388	92,564
合 計	1,005,035	1,252,803	247,767

(デリバティブ取引関係)

当社グループはデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期連結会計期間(自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)

1.ストック・オプションに係る当第3四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名

売上原価 595千円

販売費及び一般管理費 8,090千円

2. 当第3四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容 該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)及び当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)

B 2 B事業の売上高、営業損益の金額は、いずれも全セグメントに占める割合が90%超であるため、記載を 省略しております。

前第3四半期連結累計期間(自 平成21年1月1日 至 平成21年9月30日)及び当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年9月30日)

B 2 B事業の売上高、営業損益の金額は、いずれも全セグメントに占める割合が90%超であるため、記載を 省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)及び当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)

全セグメントの売上高の合計に占める「日本」の割合が90%超であるため、記載を省略しております。

前第3四半期連結累計期間(自 平成21年1月1日 至 平成21年9月30日)及び当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年9月30日)

全セグメントの売上高の合計に占める「日本」の割合が90%超であるため、記載を省略しております。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)及び当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)

海外売上高が連結売上高の10%未満であるため、記載を省略しております。

前第3四半期連結累計期間(自 平成21年1月1日 至 平成21年9月30日)及び当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年9月30日)

海外売上高が連結売上高の10%未満であるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1.1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末	前連結会計年度末
(平成22年9月30日)	(平成21年12月31日)
115,184円 40銭	112,121円 99銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	17,951,881	17,376,619
普通株式に係る純資産額(千円)	17,060,652	16,607,060
差額の主な内訳 (千円)		
新株予約権	72,013	43,105
少数株主持分	819,214	726,453
普通株式の発行済株式数(株)	149,316	149,316
普通株式の自己株式数(株)	1,200	1,200
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	148,116	148,116

2.1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

第3四半期連結累計期間

前第 3 四半期連結累計期間		当第 3 四半期連結累計期間		
(自 平成21年1月1日		(自 平成22年1月1日		
至 平成21年9月30日)		至 平成22年9月30日)		
1 株当たり四半期純利益	2,815.68円	1株当たり四半期純利益	3,014.69円	
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	2,815.18円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	3,014.46円	

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

	前第3四半期連結累計期間	当第3四半期連結累計期間	
項目	(自 平成21年1月1日	(自 平成22年1月1日	
	至 平成21年9月30日)	至 平成22年9月30日)	
四半期連結損益計算書上の四半期純利益 (千円)	417,023	446,523	
普通株式に係る四半期純利益 (千円)	417,023	446,523	
普通株主に帰属しない金額(千円)			
普通株式の期中平均株式数(株)	148,107	148,116	
四半期純利益調整額 (千円)			
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に用いら	27	11	
れた普通株式増加数(株)	21		
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり		_	
四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について			
前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要			

第3四半期連結会計期間

前第 3 四半期連結会計期間		当第3四半期連結会計期間			
(自	平成21年7月1日		(自	平成22年7月1日	
至	平成21年9月30日)		至	平成22年9月30日)	
1株当たり四半期純和	<u></u> 利益	783.75円	1株当たり四半期純	—————————————————————————————————————	1,310.95円
潜在株式調整後1株計	当たり四半期純利益	783.45円	潜在株式調整後1株	当たり四半期純利益	1,310.86円

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

	前第3四半期連結会計期間	当第3四半期連結会計期間	
項目	(自 平成21年7月1日	(自 平成22年7月1日	
	至 平成21年9月30日)	至 平成22年9月30日)	
四半期連結損益計算書上の四半期純利益 (千円)	116,084	194,173	
普通株式に係る四半期純利益 (千円)	116,084	194,173	
普通株主に帰属しない金額(千円)			
普通株式の期中平均株式数(株)	148,113	148,116	
四半期純利益調整額 (千円)			
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に用いら	57	11	
れた普通株式増加数(株)	57		
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり			
四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について			
前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要			

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】 該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月12日

株式会社オプト
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 笛木忠男 印業務執行社員

指定社員 公認会計士 坂井知倫 印業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社オプトの平成21年1月1日から平成21年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成21年7月1日から平成21年9月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成21年1月1日から平成21年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社オプト及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

⁽注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

² 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年11月10日

株式会社オプト 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 笛 木 忠 男 印 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 坂井知倫 印業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社オプトの平成22年1月1日から平成22年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成22年7月1日から平成22年9月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成22年1月1日から平成22年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社オプト及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

⁽注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

² 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。